新座市耐震助成制度のご案内

最大100万円補助

（高齢者等でリフォーム併用工事の場合）

新座市では耐震診断・耐震改修等をされる方に費用の一部を助成しています。

あなたの家は大丈夫？

大地震から家族を守ろう!!

助成概要

助成事業		建物等の要件	対象者の区分	助　成　額
耐震診断		・昭和56年5月31日以前に着工したもの ・木造２階建て以下、戸建または併用住宅 ・自己または1親等以内が所有する建築物 ・市税等の滞納がない方	65歳以上の高齢者等が居住する住宅	診断費の全額（上限１０万円まで）
			一般の住宅	診断費の２／３（上限５万円まで）
耐震改修	耐震改修 建替え	・耐震診断の要件 ・耐震診断の結果、倒壊の可能性があるもの ・倒壊しない住宅に改修するものまたは建替え	65歳以上の高齢者等が居住する住宅	耐震改修費の全額（上限６０万円まで）
			一般の住宅	耐震改修費の全額（上限３０万円まで）
	耐震改修 と リフォーム工事（併用工事）	・耐震改修の要件 ・50万円以上のリフォーム工事（耐震改修工事を除く）を同時に行うこと	65歳以上の高齢者等が居住する住宅	耐震改修費の全額（上限８０万円まで）＋リフォーム工事費の５％（上限１０万円まで）
			一般の住宅	耐震改修費の全額（上限５０万円まで）＋リフォーム工事費の５％（上限１０万円まで）
	耐震改修 と バリアフリー工事（併用工事）	・耐震改修の要件 ・別途『重度障がい者居宅改善整備助成事業』を申請し、認定されること	障がい者の方が居住する住宅のみ	耐震改修費の全額（上限８０万円まで）
耐震シェルター 防災ベッド		・耐震改修の要件 ・１階に設置するもの	65歳以上の高齢者等が居住する住宅	設置費の２／３（上限４０万円まで）

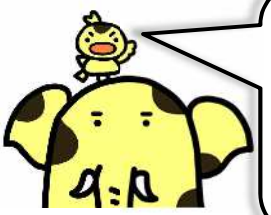

補助に際しての注意

☆ 耐震診断･耐震改修の契約をする前に、申請が必要です。
☆ 耐震改修や建替えを行う前に耐震診断が必要です。
☆ 併用工事を行う場合は、同一建設業許可事業者（市外事業者でも可能）による工事となります。
☆ 助成に際しては、上記の他に各種諸要件がございます。
☆ 手続きについては、裏面の『手続きのながれ』をご参照ください。

お問合せ
048-477-4519

新座市　まちづくり未来部
建築審査課　住宅係

耐震診断・改修等助成制度の手続きのながれ

① 診断助成のながれ

事前相談
相談をご希望の方

↓

診断事業者の選択
注意　契約・診断は行わないでください。
参考　市内診断事業者をHPで公開しています。

↓

交付申請書の提出

↓

交付決定通知書の受取り
市が助成額を決定し、発行します。

↓

契約・診断の実施

↓

完了報告書の提出
診断完了後に提出してください。

↓

交付確定通知書の受取り
市が助成額を確定し発行します。

↓

請求書の提出・受取り

耐震診断だけでは、耐震化されていません!!

耐震診断の結果、倒壊・崩壊の可能性があると診断された場合、必要に応じて②改修助成、③建替え助成または、④耐震シェルター・防災ベッド助成をご利用いただき、耐震化をご検討ください。

※注意 ④耐震シェルター・防災ベッドの設置は耐震化ではありません。

② 改修助成のながれ

事前相談
注意　改修併用工事の場合は必ずご相談ください。

↓

改修事業者の選択
注意　契約・工事は行わないでください。
参考　市内改修事業者をHPで公開しています。

↓

交付申請書の提出

↓

交付決定通知書の受取り
市が助成額を決定し、発行します。

↓

契約・改修設計の実施

↓

改修設計等完了届出書の提出
注意　倒壊・崩壊する危険性が低い設計とする必要があります。

↓

改修設計内容の確認
市が設計内容の適合確認をします。適合のご連絡後、着工となります。

↓

改修工事の着工

↓

完了報告書の提出
注意　提出期限は、年度中の2月末です。工事完了後速やかに提出してください。

↓

交付確定通知書の受取り
市が助成額を確定し、発行します。

↓

請求書の提出・受取り

③ 建替え助成のながれ

事前相談
注意　必ずご相談ください。

↓

建設事業者の選択
注意　契約・既存住宅の解体・確認申請は行わないでください

↓

交付申請書の提出

↓

交付決定通知書の受取り
市が助成額を決定し、発行します。

↓

契約・建築確認申請の実施
交付決定通知書の日付以降で、契約・建築確認済証の取得・既存住宅の解体が可能です。

↓

建築確認済証等の提出
注意　改修設計等完了届出書で提出してください。交付決定通知書の日付前の建築確認済証は、助成対象外となります。

↓

建替え内容の確認

↓

建替え工事の着工

↓

完了報告書の提出
注意　提出期限は、年度中の2月末です。検査済証の写し、家屋の登記状況が確認できる書類の添付が必要です。

↓

交付確定通知書の受取り
市が助成額を確定し、発行します。

↓

請求書の提出・受取り

④ 耐震シェルター・防災ベッド助成のながれ

事前相談
注意　必ずご相談ください。

↓

設置シェルター・ベッドの選択
注意　契約・設置は行わないでください。
参考　対象製品をHPで公開しています

↓

交付申請書の提出

↓

交付決定通知書の受取り
市が助成額を決定し、発行します。

↓

契約の実施

↓

設置計画の提出
注意　改修設計等完了届出書で提出ください。シェルター・ベッドの設置場所は1階に限られます。

↓

設置計画内容の確認
適合のご連絡後、着工となります。

↓

設置工事の着工

↓

完了報告書の提出
注意　提出期限は、年度中の2月末です。工事完了後速やかに提出してください。

↓

交付確定通知書の受取り
市が助成額を確定し、発行します。

↓

請求書の提出・受取り

耐震改修併用工事について

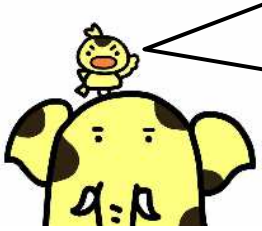

リフォームやバリアフリー工事を併用して耐震改修工事を行った場合、さらに耐震助成額が増額されます!!

リフォームやバリアフリーについてのお問合せは、次の連絡先にお問い合わせください。

【 リフォーム助成併用制度 】
建築審査課　住宅係　０４８－４７７－４５１９

【バリアフリー補助制度】
障がい者福祉課　障がい者支援課　０４８－４７７－６８９１

耐震助成制度の詳しい内容は、新座市ホームページ または 窓口でご確認ください。